

介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定事務について

1. 概要

御殿場市・小山町では平成 29 年 4 月 1 日から、介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、要支援者は順次移行しております。

事業所指定につきましては、平成 30 年 3 月 31 日までは「みなし期間」として継続されていますが、4 月以降に総合事業の介護予防訪問介護、介護予防通所介護を実施する場合は、御殿場市・小山町に事業所指定の申請をする必要があります。

2. 事業所指定の手続きについて

事業指定の申請書類は別紙のとおり

提出の際には、日付を含めた記載内容の確認及びチェックリストでの申請書類の確認をお願いいたします。

3. 指定申請の受付期間

- ① 受付期間 平成 30 年 2 月 1 日（木）～平成 30 年 2 月 28 日（水）
- ② 指定日 平成 30 年 4 月 1 日
- ③ 提出部数 1 部

4. 指定の期限について

別紙のとおり

5. 申請書等の様式について

- 共通書類で様式指定があるものについては、御殿場市、小山町共通です。
なお、参考様式については、静岡県の様式ですので、内容に変更がなければ準用したものの提出も可とします。
- 共通、参考様式は、小山町 HP (http://www.fuji-oyama.jp/kenkou_TSxP20JA_WrnRNfy7.html)
小山町トップ → 健康・福祉・教育 → 介護予防・日常生活支援総合事業
→ 介護予防・日常生活支援総合事業・指定申請書類等からダウンロードが可能です。
※ 御殿場市に提出する様式は「市町長名等の修正」をお願いいたします。

6. 定款・運営規程の変更について

平成 29 年以前に市町が指定した事業所については、既に定款や運営規定の変更をしていると思われるかもしれませんが、みなし指定事業所については総合事業サービスを行うと読み取れない場合については、変更が必要となります。

総合事業指定の有効期間について

